（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第九号中「第六十六条（育児・介護休業法第六十四条に係る部分を除く。）」を「第六十五条」に改め、同条第二項第九号中「、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十六条」を「から第六十五条まで」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第四条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「、第十七条第一項第二号」を「並びに第十七条第一項第二号」に改め、「並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」を削る。

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第五条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「、第六十三条及び第六十五条の規定並びに」を「から第六十四条までの規定及び」に、「第六十六条」を「第六十五条」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「第六十六条（育児・介護休業法第六十四条に係る部分を除く。）」を「第六十五条」に改め、同条第二項第六号中「、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十六条」を「から第六十五条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十五号に掲げる交付金については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第一条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則第四項中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

（地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第三号

二　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第三号

（地方税法施行令の一部改正）

第四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十七の二第一号中「第五号」を「第六号」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第五条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「第二十条第四号、第二十二条第一項第三号及び第二十三条第一項」を「第二十二条第四号、第二十四条第一項第三号及び第二十五条第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十七号から第百七十九号まで」を「第四十八号から第百八十号まで」に改め、第百七十九号を第百八十号とし、第百七十二号から第百七十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百七十一号中「第三十九号」を「第四十号」に改め、同号を同条第百七十二号とし、同条中第百七十号を第百七十一号とし、第百四十五号から第百六十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百四十四号中「第四十六号」を「第四十七号」に改め、同号を同条第百四十五号とし、同条中第百四十三号を第百四十四号とし、第百三十二号から第百四十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百三十一号中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第百三十二号とし、同条中第百三十号を第百三十一号とし、第百十五号から第百二十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百十四号中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第百十五号とし、同条中第百十三号を第百十四号とし、第七十五号から第百十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十四号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条第七十三号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条中第七十二号を第七十三号とし、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十四条に規定する交付金